



平成 15 年 6 月 2 日

各 位

会 社 名 フィールズ株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 山本 英俊  
(コード 2767)  
問 合 せ 先 取締役執行役員 山中 裕之  
管 理 本 部 長 (TEL 03-5785-3377)

## ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

平成 15 年 5 月 30 日開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、下記のとおり平成 15 年 6 月 27 日開催予定の当社第 15 回定時株主総会に付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

### 記

- 1 株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行する理由  
当社ならびに当社子会社の取締役、従業員および当社監査役の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものです。
- 2 新株予約権発行の要領
  - (1) 新株予約権の割当を受ける者  
当社ならびに当社子会社の取締役、従業員および当社監査役
  - (2) 発行する新株予約権の総数  
700 個を上限とする。(なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は 1 株とする。)  
ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整し、調整により生ずる 1 株未満の端数は切り捨てる。  
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$
  - (3) 新株予約権の目的たる株式の種類および数  
当社普通株式 700 株を上限とする。  
なお、上記の(2)により、各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下、同じ。）株式数が調整される場合には、その調整による総株式数の増減分につき、上記の総株式数の上限も調整されるものとする。
  - (4) 新株予約権の発行価額  
無償とする。
  - (5) 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額  
各新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、各新株予約権の行使により発行する株式 1 株当たりの金額（以下、払込価額という。）に新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。  
払込価額は、新株予約権の発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の日本証券業協会が公表する当社普通株式普通取引の最終価格（以下「最終価格」という）の平均値に 1.02 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の発行日の最終価格を下回る場合は、新株予約権発行の日の最終価格を払込価額とする。

なお、新株予約権の発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times 1 \div \text{分割比率（または併合比率）}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行（または自己株式を処分）するときは、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において当社が保有する自己株式は含まない。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加(処分)株式数}}$$

また、新株予約権発行日後に、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込価額は調整されるものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成17年7月1日から平成20年6月30日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、上記(1)の地位にあることを要する。

ただし、発行日以後、任期満了による退任または退職、社命による他社への転籍等、当社が認める正当な理由がある場合には、以下の期間については新株予約権を行使することができる。

a) 当該日が権利行使期間開始日以前の場合は権利行使開始日以後の1年間。

b) 当該日が権利行使期間開始日以後の場合は当該日以後の1年間。

新株予約権の質入その他一切の処分、ならびに相続は認められないものとする。

その他、権利行使の条件は当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。

(8) 新株予約権の消却事由および条件

次のいずれかに該当する場合には、新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権契約の定めにより新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の権利を喪失した場合または新株予約権につき権利行使されないことが確定した場合。

当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

(10) 株式交換および株式移転時の取扱い

当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権に関する当社の義務を当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社に承継させることができる。

(11) その他

上記のほか、新株予約権に関する事項については、取締役会決議により定める。

(注) 上記の内容については、平成15年6月27日開催予定の当社第15回定時株主総会において、「株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以上